

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(東税務署長、国税不服審判所長)

平成22年6月23日却下・控訴

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	東税務署長 木本 正行
同	国税不服審判所長 孝橋 宏
被告指定代理人	松島 太
同	杉浦 弘浩
同	新免 久弘
同	住川 勝幸
同	山岡 富士夫
同	杉本 則章
同	成光 智人
同	吉村 悠人
同	杉村 節夫
同	藤原 瞳
同	柏木 孝夫
同	上田 靖

### 主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

### 事実及び理由

#### 第1 請求

- 1 東税務署長が平成19年1月24日付けで原告の平成15年3月24日相続開始に係る相続税についてした更正処分のうち、課税価格1億1976万8000円、相続税額2467万8100万円を超える部分を取り消す。
- 2 国税不服審判所長が平成21年3月30日付けで原告に対してした裁決のうち、東税務署長が平成19年8月24日付けでした更正処分に対する審査請求を却下した部分を取り消す。

#### 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告の平成15年3月24日相続開始(被相続人乙(以下「乙」という。))に係る相

続税（以下「本件相続税」という。）に関し、東税務署長が、平成19年1月24日付けで原告に対し更正処分（以下「本件更正処分」という。）を行い、さらに、国税不服審判所長が、平成21年3月30日付けで本件更正処分に対する原告の審査請求を却下する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をしたところ、原告がこれらを不服として本件更正処分の一部及び本件裁決の各取消しを求めた事案である。

- 2 本件における争点は、本件訴えの適法性並びに本件更正処分及び本件裁決の各適法性であり、これらについて摘示すべき当事者の主張は、後記「第3 当裁判所の判断」において記載するとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件訴訟に至る経緯

掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件訴訟に至る経緯として、次の各事実及び別紙課税の経緯等記載の各事実を認めることができる。なお、書証番号は特に断らない限り枝番号を含む。また、争いがない事実には認定根拠を記載していない。

##### (1) 被相続人の相続関係

乙は、平成15年3月24日に死亡した（甲4、7）。

原告は、乙の子であり、乙の相続人である（甲1、7）。

##### (2) 課税の経緯

ア 原告は、平成16年1月23日、東税務署長に対し、本件相続税に係る申告書（以下「本件申告書1」という。）を提出した（甲2）。

イ 原告は、同月26日、東税務署長に対し、本件申告書1の記載内容を修正する本件相続税に係る申告書（以下「本件申告書2」という。）を提出した（乙13）。

ウ 原告は、平成17年1月24日、本件相続税に係る更正の請求書を、東税務署長に提出した（以下「本件更正の請求1」という。）が、平成18年6月19日付けで、上記請求の取下書を提出した（甲7）。

エ 原告は、平成18年12月11日、「相続税の修正申告書」と題する書面を、東税務署長に提出した（甲7）。

オ 原告は、平成19年1月16日、本件相続税に係る更正の請求書を東税務署長に提出した（以下「本件更正の請求2」という。甲7）。

カ 原告及びその他の共同相続人らは、同日、「相続税の修正申告書」と題する書面を、東税務署長に提出した（甲7）。

キ 東税務署長は、平成19年1月24日付けで、本件更正の請求2に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）を行うとともに、同日付けで、本件相続税に係る原告の納付すべき税額を、本件申告書2に記載された4769万3900円から3942万2600円に減額する内容の本件更正処分を行った（甲7）。

ク 原告は、平成19年3月5日、東税務署長に対し、本件通知処分を不服として異議申立て（以下「本件異議申立て1」という。）を行った（甲7）。

ケ 原告は、同月9日、東税務署長に対し、更正の請求書を提出した（以下「本件更正の請求3」という。甲7）。

コ これに対し、東税務署長は、同年4月11日、本件更正の請求3の一部を認容する内容の更正処分（以下「本件再更正処分」という。）を行った（甲5、7）。

サ 東税務署長は、平成19年6月4日付けで、本件異議申立て1のうち、本件再更正処分による減額後の納付すべき税額を超える部分を却下し、その余の部分を棄却する旨の異議決定をした（甲7）。

シ 原告は、同月6日付けで、本件更正処分及び本件通知処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、同月11日、東税務署長に対し、本件再更正処分を不服として異議申立て（以下「本件異議申立て2」という。）を行った（甲7）。

なお、本件異議申立て2については、当該異議申立てに係る異議申立書等が国税不服審判所長に送付されたことにより、同月28日に審査請求がされたものとみなされ（国税通則法90条1項、3項）、国税不服審判所長は、本件審査請求と本件異議申立て2を併合して審理した（甲7）。

### (3) 前訴の経緯

ア 原告は、平成19年9月10日、本件更正処分のうち、課税価格1億1976万8000円、相続税額2433万6500円を超える部分の取消しを求める訴訟（以下「前訴」という。）を大阪地方裁判所に提起した（乙1）。

これに対し、同裁判所は、平成20年3月25日、原告が本件更正処分の取消しを求める訴えを提起するに当たり、国税通則法115条1項本文の規定する「異議申立てについての決定」を経たおらず、前訴は訴訟要件を具備しない不適法なものであるとしてこれを却下する旨の判決（以下「前訴一審判決」という。）を言い渡した（乙1）。

イ 原告は、前訴一審判決を不服として、大阪高等裁判所に控訴を提起したが、同裁判所は、同年7月1日（以下「前訴口頭弁論終結時」という。）に口頭弁論を終結した上で、同年8月28日、前訴一審判決の訴え却下理由である①前訴が異議申立てを経していないことに加え、②前訴が訴え提起期間（行政事件訴訟法14条1項）を経過して提起されたものであること、③本件更正処分は減額更正処分であり、原告が取消しを求める訴えの利益がないことを理由に前訴が不適法であるとして、原告の控訴を棄却する旨の判決（以下「前訴判決」という。）を言い渡した（乙2）。

ウ 原告は、さらに、最高裁判所に対し上告及び上告受理申立てを行ったが、最高裁判所は、同年12月16日、原告の上告を棄却し、上告受理申立てについて上告審として受理しない旨の決定をし、これにより前訴判決が確定した（乙3）。

### (4) 本件裁決

国税不服審判所長は、平成21年3月30日付けで、本件審査請求及びこれと併合して審理した本件異議申立て2について、本件更正処分は減額更正処分に該当し、原告は同処分の取消しを求める審査請求の利益を有しないから同処分に対する審査請求は不適法であるとして却下し（この部分が本件裁決となる。）、本件通知処分に対する審査請求のうち、本件再更正処分により取り消された部分（納付すべき税額3773万3600円を上回る部分）については却下し、その他の部分については棄却する旨の裁決を行った（甲7）。

### (5) 本件訴訟の提起

原告は、平成21年9月18日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

## 2 本件更正処分の一部の取消しを求める部分（第1の1）について

前記認定事実のとおり、確定した前訴判決は、①前訴が異議申立てを経ずに提起されたものであること、②前訴が出訴期間を経過して提起されたものであること、③本件更正処分の取消しを

求める訴えの利益がないことを理由として、前訴が不適法であると判断しているところ、前訴口頭弁論終結後に上記①から③までの各要件に関して原告が訴訟要件を備えたといえる事実はない。そうであるとすれば、本件訴えのうち本件更正処分の一部の取消しを求める部分は、上記①から③までと同じく不適法というべきである。

これに対し、原告は、①について、原告は平成19年3月5日に異議申立てをしており、「異議申立てについての決定を経ていない」とはいえないこと、②について、原告が、本件更正処分から2か月以内に上記のとおり適法に異議申立てをし、同日から3か月が経過しても異議決定書が到着しないため、同年6月5日に審査請求を行い、さらに、本件裁決の裁決書が原告に到着した後6か月以内に本件訴えを提起したのであるから、出訴期間を遵守していること、③について、原告が平成16年1月23日に行った本件申告書1による申告こそが正当な申告であり、同月26日に行った本件申告書2による訂正申告は正当な申告ではないところ、本件申告書1による申告を基準とすれば、本件更正処分は増額更正処分であることなどを主張する。しかしながら、これらの主張は、いずれも前訴口頭弁論終結前の事実をいうものであり、主張自体失当というべきで、原告の上記主張を採用することはできない。

### 3 本件裁決の取消しを求める部分（第1請求の2）について

上記のとおり、本件更正処分の取消しを求める利益が認められない以上、本件裁決の取消しを求める訴えの利益もないというべきである（最判平成5年9月10日・民集47巻7号4955頁参照）。

したがって、本件訴えのうち、本件裁決の取消しを求める部分は不適法である。

### 4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件訴えは不適法であるからこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山田 明

裁判官 徳地 淳

裁判官 直江 泰輝

別紙

課税の経緯等

(単位：円)

相続人	区分 内容	本件申告書1(S)	本件申告書2(S)	本件更正の請求1(S)		本件修正 表示書類1	本件更正 の請求2(S)	本件修正 表示書類2	本件通 知処分(S)	
		平成16年1月23日	平成16年1月26日	平成17年1月24日	平成18年6月19日 (取下げ)	平成18年12月11日	平成19年1月16日	平成19年1月16日	平成19年1月24日	
甲	取得財産の価額	18,509,278	167,385,278	18,509,278	/	148,129,437	162,606,519	162,606,519	更正をすべき理由がない旨の通知処分	
	債務・葬式費用					45,000,000	50,000,000	50,000,000		
	3年以内の贈与加算									
	課税価格	18,509,000	167,385,000	18,509,000		103,129,000	112,606,000	112,606,000		
	納付すべき税額	9,254,500	47,693,900	4,590,900		21,602,900	21,996,400	21,996,400		
相続税の総額	総遺産価額	1,070,320,250	1,070,320,250	804,763,349			745,053,316	671,085,535		671,085,535
	債務控除計	21,000,000	210,000,000	210,000,000			180,000,000	187,000,000		187,000,000
	3年以内の贈与加算							7,828,560		7,828,560
	課税価額	860,320,000	860,320,000	594,763,000			565,053,000	491,912,000		491,912,000
	法定相続人	5	5	4			5	5		5
	基礎控除額	10,000,000	100,000,000	90,000,000		100,000,000	100,000,000	100,000,000		
	相続税総額	245,136,000	245,136,000	153,723,500		120,016,400	95,636,800	95,636,800		

相続人	区分	本件更正処分(S)	本件異議申立て1(S)	本件更正の請求3(S)	本件再更正処分(S)	異議決定(S)	本件審査請求(S)	本件異議申立て2(S)	
	内容	平成19年1月24日	平成19年3月5日	平成19年3月9日	平成19年4月11日	平成19年6月4日	平成19年6月6日	平成19年6月11日	平成19年6月28日
甲	取得財産の価額	207,240,164	169,768,346	169,768,346	189,768,346	却下・棄却	169,768,346	169,768,346	国税不服審判所において審査請求と、 2(S)を併合審理 本件異議申立て
	債務・葬式費用	37,973,333	50,000,000	50,000,000	20,000,000		50,000,000	50,000,000	
	3年以内の贈与加算								
	課税価格	169,266,000	119,768,000	119,768,000	169,768,000		119,768,000	119,768,000	
	納付すべき税額	39,422,600	24,336,500	24,621,000	37,733,600		24,336,500	24,336,500	
相続税の総額	総遺産価額	823,503,841	716,038,532	705,321,776	758,342,532		716,038,532	716,038,532	
	債務控除計	150,920,000	187,000,000	187,000,000	150,920,000		187,000,000	187,000,000	
	3年以内の贈与加算	7,828,560	7,828,560	7,828,560	7,828,560		7,828,560	7,828,560	
	課税価格	680,410,000	536,865,000	526,148,000	615,248,000		536,865,000	536,865,000	
	法定相続人	5	5	5	5		5	5	
	基礎控除額	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000		100,000,000	100,000,000	
	相続税総額	158,469,800	110,620,800	107,048,800	136,748,000		110,620,800	110,620,800	

相続人	区分	訴訟1	判決1	訴訟2 (控訴)	判決2	訴訟3 (上告・上告受理申立て)	判決3	本件裁決(S)
	内容	平成19年9月10日	平成20年3月25日	平成20年3月31日	平成20年8月28日	平成20年9月2日	平成20年12月16日	平成21年3月30日
甲	取得財産の価額	169,768,346	訴え却下	169,768,346	控訴棄却	169,768,346	上告棄却・上告不受理	却下・棄却
	債務・葬式費用	50,000,000		50,000,000		50,000,000		
	3年以内の贈与加算							
	課税価格	119,768,000		119,768,000		119,768,000		
	納付すべき税額	24,336,500		24,336,500		24,336,500		
相続税の総額	総遺産価額	716,038,532		716,038,532		716,038,532		
	債務控除計	187,000,000		187,000,000		187,000,000		
	3年以内の贈与加算	7,828,560		7,828,560		7,828,560		
	課税価格	536,865,000		536,865,000		536,865,000		
	法定相続人	5		5		5		
	基礎控除額	100,000,000	100,000,000	100,000,000				
	相続税総額	110,620,800	110,620,800	110,620,800				